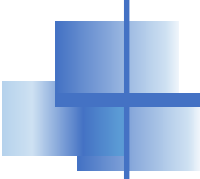


郵政民営化委員会



# ご説明資料

---

---

平成29年10月26日

一般社団法人 第二地方銀行協会

# 1. 基本的考え方①

- 当協会は、予てより、改正郵政民営化法の基本理念を踏まえ、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するためには、以下の点が重要と主張。

＜ゆうちょ銀行＞

バランスシートの規模の縮小

公平な競争条件の確保

利用者保護の徹底

金融システムの安定

民間金融システムへの融和

## （参考）改正郵政民営化法第2条（基本理念）

「郵政民営化は、・・・地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、・・・同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。」

## 1. 基本的考え方②

- 平成27年11月にはゆうちょ銀行の一部株式が売却されたが、改正郵政民営化法の附帯決議に明記されている日本郵政によるゆうちょ銀行株式の完全売却に向けた具体的な説明責任が未だ果たされていない。



民間金融機関との公平な競争条件が確保されない状態がこのまま続く懸念が強い。

## 2. 預入限度額①

- 平成28年4月のゆうちょ銀行の預入限度額の引上げ（1,000万円→1,300万円）は誠に遺憾。
- 今後、環境に変化が見られれば、資金シフトが生じ、民間金融機関の経営を圧迫。



**地域金融・地域経済に甚大な  
影響を及ぼす懸念**

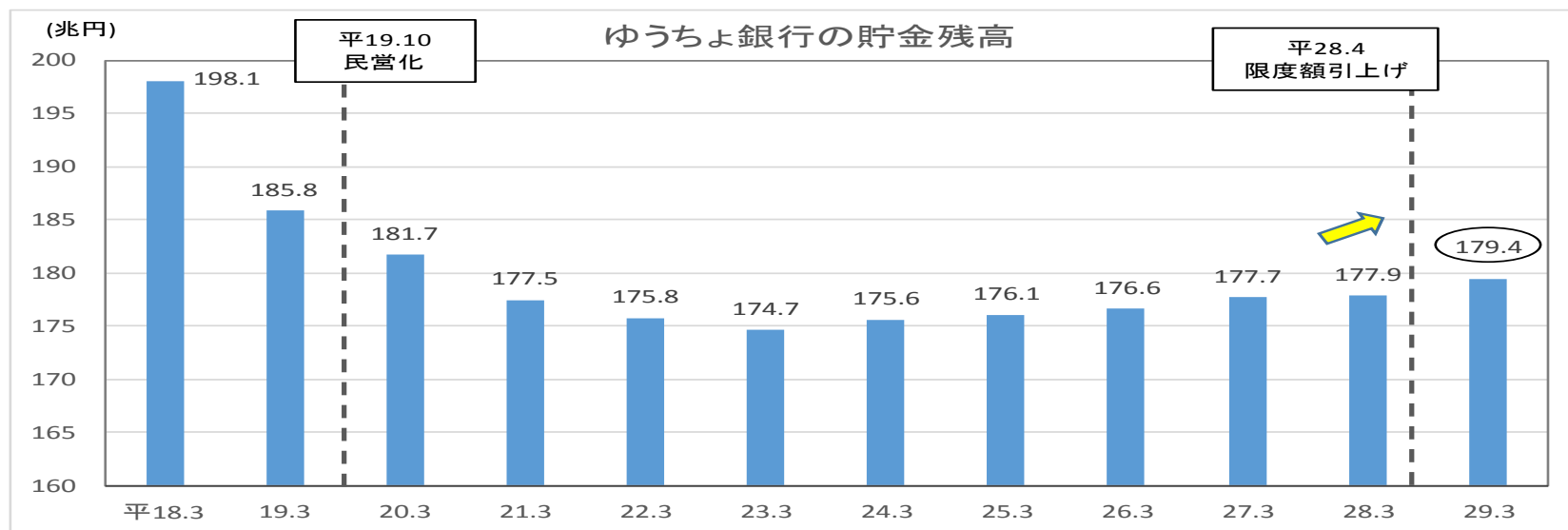
**（参考） 改正郵政民営化法第107条（預入限度額）**

「他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める額」

## 2. 預入限度額②

- ゆうちょ銀行は、貯金規模のコントロール等の具体的な取組み等が必要。
- 今後も「更なる預入限度額の引上げ」ありきではなく、民間金融機関との競争関係、ゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を勘案した慎重な検討が必要。

### ゆうちょ銀行の貯金残高推移



### 3. 新規業務

- 郵政民営化委員会の意見（平成29年6月公表）では、口座貸越による貸付業務を実施する場合の留意事項として、以下の点が必要と明記。

- ① 業務遂行能力・業務運営態勢の実効性の的確な確保
- ② 利用者への分かりやすい丁寧な説明の履行
- ③ 極度額の取扱いを含めた利用者の適正利用のサポート
- ④ 必要な注意喚起を行う態勢の十分な確保

＜ゆうちょ銀行＞  
利用者保護の徹底等を図ることが必要

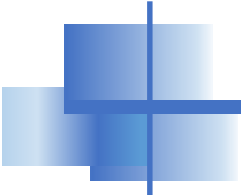
＜関係当局＞  
適正な判断が下されることを期待

## 4. 連携・協調

- ゆうちょ銀行との連携・協調は、お客さまの利便性向上や地方創生・地域経済活性化の実現などに資するものとする。
- ただし、ゆうちょ銀行と民間金融機関の連携・協調を一層推進させるためには、公平な競争条件の確保が大前提。

### 当協会会員行とゆうちょ銀行との連携・協調状況

|                 | 具体的な内容                                                                              | 会員行(41行) |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| A T M提携         | 民間金融機関のキャッシュカード等の利用者がゆうちょ銀行のA T Mを、ゆうちょ銀行のキャッシュカード利用者が民間金融機関のA T M・C Dを相互に利用できるサービス | 全行       |
| 全銀システムを通じた相互入金  | ゆうちょ銀行と民間金融機関との口座間での振込                                                              | 全行       |
| 地域活性化ファンドへの共同出資 | 地元の中堅・中小企業を対象に、事業承継、事業再生等のニーズがある企業の支援など                                             | うち11行    |



## まとめ

---

- 郵政民営化委員会および関係当局においては、私どもの意見や改正郵政民営化法の基本理念を踏まえ、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化に向けた深度ある検討が行なわれることを強く希望。